北海道旭川自家用新聞

発行所　（一社）旭川地方自家用自動車協会
編集兼発行人　山田　優
旭川市春光町十番地
電話（〇一六六）五一―一二二一
定価　一部　三〇円（会員の方は会費に含まれています）

自転車運転中の『ながらスマホ』『酒気帯び』十一月から罰則付き違反に

警察庁

警察庁は令和六年十一月より、十六歳以上の自転車利用者に対し、一一三の違反行為を設けた改正道路交通法を施行する。

信号無視や一時不停止、携帯電話を使用しながらの運転など、重大な事故につながる恐れのある違反について重点的な取り締まりを行い、自転車の交通違反者にも、反則金を納付させる「青切符」の交付を導入する。

導入に至る背景には、自転車乗車中の死亡、重傷事故の発生件数が非常に多く、そのうち七〇％以上が自転車側に前方不注意や信号無視、一時不停止といった交通違反が確認されていることにある。

現在、自転車の取り締まりの多くは罰則を伴わない「警告」で、昨年は全国で一三三万件にも上る。一方、悪質な違反には刑事罰の対象となる「赤切符」が交付され、四万四〇〇〇件程度が検挙されている。このため、自転車が関係する事故が増加する中で警察庁では、実効性のある取り締まりとして「青切符」の導入が必要であると判断した。

なお、道路交通法では、酒酔い運転、酒気帯び運転、それらをほう助した者、携帯電話を使用し、事故につながるような危険な運転をした場合などは、「赤切符」が交付され、刑事罰の対象としている。

さらに、これら危険な交通違反を繰り返す運転者に安全講習を義務付ける「自転車運転者講習制度」について、同庁は対象とする違反行為に運転中の携帯電話使用（ながら運転）と酒気帯び運転を加えた。

自転車の運転講習は、一定の違反を重ねた場合に都道府県の公安委員会から受講命令が下り、講習は運転免許試験場で開かれ受講料がかかる。受講しなければ命令違反として五万円以下の罰金が科せられる。

生活道路の法定速度 六〇km から 三〇km へ

二〇二六年九月施行予定

地域住民に身近な「生活道路」は子供や高齢者が多く利用する一方、幅員が狭く車も多く通ることから歩行者が巻き込まれる事故が相次いでいる。このため政府は、中央線が無く道幅の狭い「生活道路」の法定速度を時速三〇kmに制限する改正道路交通法施行令を閣議決定した。

法定速度を引き下げることにより、事故抑止を図るのが狙い。

全国には、約一二二万kmある一般道の七割が該当すると見込まれており、警察庁ではドライバーへの周知徹底に取り組むとしている。

この道交法改正は、二〇二六年九月に施行される予定で、施行される法定速度の引き下げは、一九六〇年の道交法施行以来、初めてのことになる。

現在、一般道の法定速度は、六〇kmと定められ、車と歩行者の距離が近くなる生活道路でも六〇kmで走行することが事実上認められているが、実態に即した法定速度に制限し、歩行者の安全を確保する必要がある。

また、生活道路は住宅地や商店街など、人々の日常生活に密接に関わる場所であり、歩行者や自転車の利用者が多いことから、これらの道路における交通事故のリスクを減少させるためには、法定速度の見直しが必要となった。

警察庁は対象として、中央線・中央分離帯がない一車線の公道を想定しており、なかでも道幅五・五メートル未満の道路を該当としている。

なお、中央線がある道路は、引き続き六〇kmを法定速度とし、既に規制標識がある道路は標識の速度標示を最高速度とする。

同庁が五月三十一日から六月二十九日まで実施したパブリックコメント（意見公募）では、「一車線でも道幅の広い道路は、最高速度規制の対象から外すべきではないか」との意見も寄せられていた。

なお、道幅が広いにもかかわらず今回の規制対象となり得る道路については、各都道府県警が実態を調査し、必要に応じて三〇km以上の規制標識を設置することにより、地域の実情に合った速度規制を実施するとしている。

令和６年 秋の全国交通安全運動

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～

実施期間
9月21日(土)～9月30日(月)

重点目標
○夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るため、左記の活動等を推進する。
・子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
・夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
・自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

9月30日は『交通事故死ゼロを目指す日』

TOYOTA Rent a Car

TOYOTA SHARE
24時間レンタカー無人貸出サービス
■取扱い車種　ルーミー・ヤリス・ヴィッツ・プリウス・シエンタ／禁煙車

■ステーション（13店舗）

稚内空港店	旭川駅前店	富良野店
深川駅前店	大雪通り店	トマム店
旭川空港前店	旭川末広店(ドコモショップ店内)	旭川環状線通東光店(ドコモショップ店)
稚内店・稚内空港店	深川駅前店	士別駅前店

詳しくはWebサイトへ
https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/
アプリのダウンロードはこちら
iPhoneはこちら　App Store からダウンロード
Androidはこちら　Google Play で手に入れよう
トヨタレンタカー　まずはアプリのダウンロードを

トヨタレンタカー予約センター　0800-7000-111 無料
ホームページトヨタレンタ楽ティブ　www.toyota.co.jp/rent/
携帯からのアクセスはこちら！　https://rent.toyota.co.jp
※機種によりご利用できない場合があります。

株式会社トヨタレンタリース旭川　〈本社〉旭川市物流団地1条1丁目1番27号

■旭川店 Tel.(0166)57-0100　■大雪通り店 Tel.(0166)34-0100　■深川店 Tel.(0164)23-0100　■稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
■旭川空港店 Tel.(0166)83-3701　■富良野店 Tel.(0167)23-2100　■利尻店 Tel.(0163)89-2300　■留萌店 Tel.(0164)43-0100
■旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100　■士別店 Tel.(0165)23-2100　■礼文店 Tel.(0163)86-1117　■トマム店 Tel.(0167)58-1001
■忠和店 Tel.(0166)61-0100　■名寄店 Tel.(01654)3-0100　■稚内店 Tel.(0162)22-0100

9月・10月は『自動車点検推進運動』の強化月間

自動車ユーザーに、自動車の保守管理意識の高揚及び適切な点検・整備の実施と推進を図ることを目的とした「自動車点検整備推進運動」が、九月と十月の二ヶ月間を強化月間として展開しています。

本運動は、国土交通省並びに自動車関係三十一団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十五団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」が中心となり、自動車ユーザーに「日常点検」や「定期点検」などの適切な点検・整備の実施の必要性を理解していただくと共に、大型車のユーザーにあっては、整備不良に起因する事故の防止を図るため、より確実な点検・整備の実施を求めることを目的として実施しています。

自動車は数多くの様々な部品で構成され、使用されている部品は使用過程において劣化や消耗するものが多く、このため、自動車本来の安全・環境性能を適切に維持するためには、定期的に交換や補充を行う必要があります。

また、近年、国内の自動車メーカーが製造する乗用車の約九割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急速に普及してきました。

これらの自動車にはカメラやセンサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中に故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルが発生した事例も報告されており、車両の安全確保のために予防的な点検・整備を行うことが、益々重要となってきました。

道路運送車両法では、「自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動、その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない」と、日常点検及び定期点検の実施を義務付けています。

自家用乗用車の場合では、十二ヶ月と二十四ヶ月の定期点検が法令で定められ、車検時に行う二十四ヶ月点検は多くの人が実施している一方で、十二ヶ月点検の実施率は六割程度に留まり、また、日常点検に至っては更に実施率は低い状況となっており、自動車ユーザーに自動車の点検・整備の重要性が十分に認識されているとは言い難い状況にあります。

日頃からの点検（日常点検）を怠らなければ、運転中に起きるトラブルの多くは回避することが出来ると言われています。

この日常点検は、症状が悪化する前に異常に気付き整備が行えることから、様々な部品にかかる費用を最小限に抑えられ、自動車の寿命を延ばすことにも繋がります。

日常点検の実施時期は特に定められてはいませんが、走行距離や運行状況などから判断し、適切な時期に行います。年間の走行距離が一万km程度の一般的な使われ方をしている自動車の場合は、最低限一ヶ月に一回を目安に点検を行うのが理想とされています。

自動車を定期的に点検することは、自動車の性能や安全が確保されるばかりではなく、燃料消費量や地球温暖化の原因となるCO2排出量も抑えられ、セーフティドライブやエコドライブ、環境保全にも繋がります。

特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検・整備は欠かせません。

安心で快適なカーライフを送るためにも、マイカーの日常点検・定期点検を励行し、日頃からクルマの健康管理を心掛けましょう。

新型の車検切れ取締装置 読み取り精度が大幅に向上

北海道運輸局

北海道運輸局では、新型の無車検・無保険車取締装置を二台導入し、四月から運用を開始している。

この取締装置は可搬式のもので、ナンバープレート情報をカメラで読み取り、データベースと照合することで、瞬時に車検切れか否かを判別するもので、二〇一七年度に全国五か所で試験的に導入された後、二〇一八年度から本格的に運用が開始されている。なお、新たな取締装置は、車両ナンバーの読み取り精度を大幅に向上させている。

この新型装置の導入は、国土交通省が二〇二三年度から進める無車検・無保険車対策強化の一環として導入している。

同装置は、全国の地方運輸局に一台ずつ配備されているが、北海道のような広大な面積の地域では、多くのエリアをカバーしなければならないことから、同じ装置が二台導入された。これにより、車検切れや無保険で運行している車両の発見と取り締まりをより効率的に行うとしている。

二月に行われたテスト運用では、走行する一〇万八千台のナンバー情報をカメラが捕捉し、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）上の車両情報と瞬時に照合した結果、九十一台の違法な車検切れを確認した。なお、無車検車の所有者に対しては、封書で警告を出すと共に北海道警察と情報共有し、悪質なドライバーは検挙している。

新型の取締装置は、一台が北海道運輸局に配備され、もう一台は各運輸支局が持ち回りで運用する。同運輸局自動車技術安全部では、旧式装置も併せて全道で効率的に運用し、車検切れの取り締まりの強化を図るとしている。

2023年度『自動車アセスメント』評価結果を公表

国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）は、これほど自動車等の安全性能を評価した二〇二三年度自動車アセスメントの評価結果を公表した。

自動車アセスメントは、安全な自動車を選ぶことが出来る環境を整えるとともに、自動車メーカーに対して、安全な自動車等の開発や普及促進を目的としているもので、国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が一体となって、平成七年度より実施している。

この自動車アセスメントでは、事故の被害を削減する効果が高い「衝突安全性能」や「予防安全性能」に対し評価を実施している。具体的には、衝突しそうな場合に自動車が警報を発する、あるいはブレーキをかけるといったドライバーを支援する様々な予防安全技術について評価試験を実施している。

また、試験車を壁（バリア）に衝突させたり、人の頭部を模擬したダミーを試験車のボンネットなどに衝突させるなど、事故時に自動車の乗員や歩行者を守る技術についての評価試験も実施している。

二〇二三年度の自動車安全性能評価では、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の評価に歩行者との事故に対応した評価を新たに導入した。

二〇二三年度の衝突安全性能の評価項目は「フルラップ前面衝突」「側面衝突」「衝突後の感電保護性能」「後面衝突時の頸部保護性能」「シートベルト着用警報装置」「頭部の保護性能」「脚部の保護性能」を、予防安全性能の評価項目については、「衝突被害軽減ブレーキ（前方自動車衝突）（夜間の前方歩行者との衝突）（前方自転車の衝突）」「車線逸脱抑制」「高機能前照灯」「ペダル踏み間違い時加速抑制」についてを乗用車十二車種、軽自動車四車種の計十六車種に評価試験を実施し、このうち最高評価にあたる「ファイブスター（星五個）賞」を十車種が獲得した。

今回星五個を獲得した十車種は、スバル「クロストレック／インプレッサ」トヨタ「クラウンクロスオーバー／クラウンスポーツ」マツダ「CX―60」ホンダ「ZR―V」レクサス「RX」日産「セレナ」レクサス「NX」ホンダ「N―BOX／N―BOXカスタム」トヨタ「プリウス」日産「エクストレイル」。

このうち、スバル「クロストレック／インプレッサ」は総合評価193・53点（197点満点）を獲得し、「ファイブスター大賞」を受賞した。

旭川
第392号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

薄暮時間帯は事故増加!!
早めのライト点灯、反射材で
交通事故から身を守ろう

薄暮時間帯（日没前後の一時間）は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見がお互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなることから、例年、交通死亡事故が多発しています。

警察庁がまとめた、最近の五年間における時間帯別死亡事故件数では、日没時刻と重なる十七時台から十九時台の薄暮時間帯に死亡事故が多発しています。

また、薄暮時間における月別の死亡事故件数では、十月から十二月にかけて死亡事故件数が増加しています。

さらに、交通事故死者数の半数以上を六十五歳以上の高齢者が占め、歩行中の死者数では七割にも上っています。とりわけ、自動車対歩行者事故における高齢者の死亡事故は、道路横断中の事故が非常に多く、その六割には走行車両の直前直後を歩行者が道路を横断するなどの法令違反が見られました。

薄暮時間帯は、歩行者や自転車利用者から見て、自動車が接近していることが分かっても、自動車のドライバーからは歩行者や自転車がよく見えないことがあります。

そのため、薄暮時間帯の交通事故を防ぐためには、自動車を運転するドライバーは、周りが薄暗くなる前から早めのライト点灯や上向き点灯（ハイビーム）を活用するなどの十分な注意が必要ですが、歩行者や自転車利用者も外出時には、明るい目立つ色の衣服（白色や黄色）を着用したり、靴やカバン、衣服、杖などに反射材やＬＥＤライトを付けるなど、ドライバーや周囲に自分の存在を早めに知らせるように配慮することが大切です。

悲惨な交通事故に遭わない、また起こさないためにも、歩行者やドライバーの一人ひとりが交通安全意識を高め、日々の行動に気を配り、交通ルールを遵守することが重要です。

ペダル踏み間違い防止装置義務化

国土交通省は、自動車のアクセルをブレーキと踏み間違えて起こる事故を防ぐために、安全装置の搭載を義務付けると発表した。

新車のオートマチック車の乗用車を対象とし、障害物の手前でアクセルペダルを踏み込んでも急発進せず、車内の表示器で運転者へ警告する装置を義務付けるが、義務付ける時期は今後検討するとしている。

この安全装置は、障害物の一～一・五メートル手前に止めた位置からアクセルペダルを完全に踏み込んでも障害物に衝突しないか、衝突した際に時速八キロ未満となるように加速を抑制する。車内の表示器で「アクセルを離してください」などと警告するとしている。

自動車の世界的な基準を決める国連会議が、この規制の導入に合意しており、十一月の国連会議の採決を経て日本国内でも正式決定される見通し。

同省は今後、道路運送車両法に基づく省令を改正し、新型車に搭載を義務付け、その後、販売済みモデルの新車に適用していく。また、踏み間違い事故が起きにくいマニュアル車は対象外とする見込み。

なお、国内の大半の新型車には踏み間違い事故を抑制する装置が既に搭載されており、未搭載車に後付けできる装置も市販されていることから、同省では、規制による自動車メーカーへの影響は小さいものとみている。

交通事故総合分析センターの分析によると、アクセルとブレーキのペダル踏み間違い事故は二十三年に三一一〇件発生し、三十八人が死亡、四三四三人が負傷している。近年の車の技術の進化などもあり、ペダル踏み間違いの事故件数は、この十年で半減しているものの、依然として多くの人が事故に遭っている状況にある。

ペダル踏み間違いの事故を防ぐためには、クリープ現象の活用、予期せぬ歩行者や車に注意、運転操作の再確認、運転に集中、これらを心掛けることが大切だと公表している。

忘れていませんか？
「自賠責保険・自賠責共済」

自動車損害賠償責任保険・共済（自賠責保険）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、道路を走行する全ての車やバイクに法律で加入が義務付けられている強制保険です。

しかし、有効期限切れ等によって自賠責保険に加入していない無保険車による交通事故が依然として発生しており、被害者への損害賠償に支障をきたしています。

このため国土交通省では、例年九月を「自賠責制度広報・啓発期間」として、自賠責制度の重要性や役割について、車やバイクの保有者を対象に無保険車運行の違法性や、自己負担により損害賠償を負った場合、被害者とその家族だけではなく、多額の損害賠償金により加害者家族も苦しむ結果を招く悲惨さを訴え、自賠責保険への加入促進を図るための広報・啓発活動を展開しています。

今年も九月一日から九月三十日までの一ヶ月間、バイクの自賠責保険ステッカーの貼り替え忘れに対する注意喚起のほか、万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介し、車やバイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し自賠責制度の認知度の向上を図っています。車やバイクを所有されている方は必ず自賠責保険・共済に加入し更新を忘れないようにしましょう。

第63回

優良運転者表彰式

■■十月二十三日（水）
■■アートホテル旭川で開催

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全の推進と、交通事故の防止を目的に行っております。

今年の優良運転者表彰には、一二八名の申し込みがあり、九月十三日の優良運転者選考委員会において、表彰者を決定しました。

表彰式の日時と会場は次の通りです。

◇日　時　十月二十三日（水）
　　十五時三十分より
◇会　場　旭川市七条通六丁目
　　アートホテル旭川

サポート・ユア・カーライフ
JAF
一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

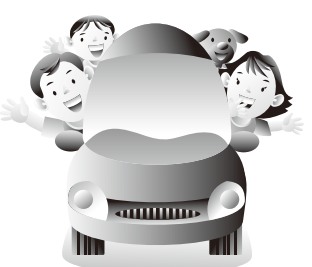

車・バイクの故障、トラブルなどロードサービスに関するお問合せ
JAF ロードサービス救援コール
24時間・年中無休
[全国共通] 0570-00-8139
通話料有料（固定電話3分/9.35円、携帯電話20秒/11円）。
IP電話等からはご利用になれません。
携帯電話の無料通信分対象外。
または 短縮ダイヤル ＃8139
通話料有料。固定電話［ダイヤル回線］およびIP電話等からはご利用になれません。

各種お手続き、会員優待などロードサービス以外のお問合せ
JAF 総合案内サービスセンター
9:00～17:30 年末年始休業
[全国共通] 0570-00-2811
通話料有料（固定電話3分/9.35円、携帯電話20秒/11円）。
IP電話等からはご利用になれません。
携帯電話の無料通信分対象外。
通話定額プランをご利用の方は ☎048-840-0036
※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。
入会申込はお近くの自動車販売店または支部窓口へ

「しんらい」と「あんしん」をお届けします。
北自共の総合自動車共済・自賠責共済
全道に安心のサービスセンター
1事故1担当者制
1つの事故に対して1人の専任担当者が担当
充実のロードサービス
24時間365日対応・等級に影響なし
安心の事故対応力
事故解決の専門家が素早く対応

あんしん・ゆとり・たすけあい　みなさまのカーライフをサポートします!!
北海道自動車共済協同組合
旭川支部　旭川市春光町10番地
☎0166-53-8186
電話の受付時間　平日 9:00～17:15
FAX:0166-53-2320
https://www.hokujikyo.jp

安全運転のためにできること
適性診断を受けましょう

NASVA
旭川支所

ナスバ（自動車事故対策機構・全国五十支所）では、自動車事故防止対策の一環として、運転適性診断を実施しております。適性診断を受けて自分を知り、事故防止を図りましょう！

ナスバの適性診断は、自動車の運転に関する長所、短所といった「運転のクセ」を様々な測定により見いだし、それぞれのクセに応じたアドバイスを提供することで、自動車事故防止に活用いただくものです。

年間約四十六万人の方々が利用し、特に営業車の運転者の九〇％以上の方にご利用いただいており、自動車事故防止に効果を上げています。

なお、自家用の事業者の方もご利用いただいておりますので、事故防止のためにも是非ご活用下さい。

適性診断では、次のような項目を測定します。

機能測定として

①判断・動作のタイミング
②動作の正確さ
③注意の配分
④安全運転態度
⑤危険感受性
⑥疲労蓄積度

視覚機能として

①周辺視野
②動体視力
③眼球運動

測定終了後、優良な点、注意が必要な点等を記載した適性診断票を発行します。

また、より一層の効果を上げるため、診断終了後に助言・指導を行なうカウンセリング付きの診断もあります。

このカウンセリング付き定期診断では診断結果の詳しい説明やアドバイスを行い、日頃の運転を振り返って、自分自身の運転を見つめ直してもらうきっかけにすることを目的としています。

安全運転のために、適性診断を是非ご利用下さい。

なお、受診のお申し込みは予約制となっておりますので、事前にお電話にてご予約をお願い致します。

《お問い合わせ先》
独立行政法人
自動車事故対策機構旭川支所
TEL　〇一六六―四〇―〇一一一

【開業日】
毎週月曜日～金曜日
（但し、木曜日は休診日）
※第一・第三の土曜日は開業日で、開業した土曜日の翌月曜日は、原則休業日。

【料　金】
・一般診断　二，四〇〇円
・カウンセリング付き定期診断　四，八〇〇円

NASVAマスコット
キャラクター
「ナスバちゃん」

ナスバの被害者援護制度をご存知ですか？
交通事故被害者援護制度のご案内

◎交通遺児等への育成資金貸付け（無利子）

◆対　象
自動車（バイク）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭の中学卒業までのお子様

◆貸付金額（無利子）
はじめに一時金　十五万五千円、期間中、毎月一万円又は二万円、希望により小・中学校入学時に入学支度金　四万四千円

◆返還方法
二十年以内での均等払い
（進学等での猶予あり）

◎重度後遺障害者への介護料支給

◆対　象
自動車（バイク）事故が原因で、脳、脊髄、胸腹部臓器に重度の障害が残り、日常生活において常時又は随時の介護が必要となった方

◆支給額（返還不要）
月額三六，五〇〇円～二一，五三〇円の間で障害の程度により支給（「短期入院」費用の一部も別途支給）

《お問い合わせ先》
独立行政法人
自動車事故対策機構旭川支所
TEL　〇一六六―四〇―〇一一一

自転車用ヘルメット着用しましょう
頭部の保護が重要！

令和五年四月一日に改正道路交通法が施行され、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されましたが、北海道の着用率は全国平均を大きく下回っています。

警察庁が、都道府県ごとに「着用率」を調査したところ、最も着用率が高かったのは愛媛県で五九・九％、次いで大分県が四六・三％、群馬県が四三・八％となっており、北海道は六・四％と全国三九位となり、全国平均の十三・五％を大きく下回っていることが分かりました。

北海道では自転車利用者のヘルメット着用の習慣が根付いていない状況となっており、道内における自転車乗車中死者の人身損傷部位では、約四六・七％が頭部に致命傷を負った事故となっています。

また、全国でのヘルメット着用状況別致死率では、乗車用ヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合（致死率）は着用時に比べて、約一・九倍高くなっています。

道警では、自転車に乗る時は、頭部を守ることが命を守ることに繋がるとして、ヘルメットの着用を呼びかけており、ヘルメットで救える命があることを強く訴えて、関係機関・団体と連携した広報や啓発を行っています。

交通事故の被害を軽減するために自転車利用者は、買い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗る時もヘルメットを着用し、頭部を守ることが大切です。

ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークが付いた物を選び、着用時はあご紐を確実に締めるなど、正しく使用しましょう。

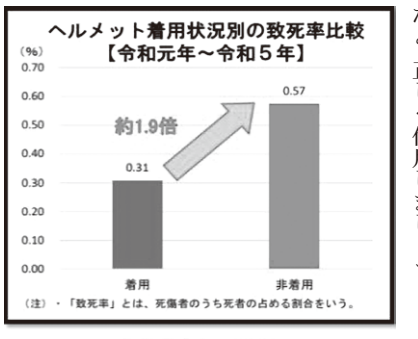

出典：警察庁公表資料

命を守るシートベルト
〃全ての座席で着用を！〃

自動車に乗車した場合には一定の条件を除いて、前席、後席に関わらず、全ての座席でシートベルトの着用が義務付けられています。

しかし、未だシートベルトの着用率は一〇〇％に達していないのが現状です。

警察庁とJAF（日本自動車連盟）が昨年十月から十二月に合同で実施した「シートベルト着用状況全国調査」によると、令和四年のシートベルトの着用率は、一般道路で運転席が九九・一％、助手席が九六・九％と、いずれも着用率は九〇％を超えるなか、後部座席の着用率は四二・九％と、五割にも満たない状況となっています。

都道府県別で、一般道路での後部座席の着用率が最も低い都道府県は沖縄県（一三・二％）で、最も高かったのが岐阜県（六四・九％）、北海道の着用率は四四・六％でした。

後部座席のシートベルトは、平成二十年に着用が義務化されてから十年以上が経過していますが、依然として後部座席の着用率は他の座席と比べて低い状態が続いています。

後部座席シートベルト非着用で交通事故に遭った場合、次の危険性があります。

・車内で全身を強打する可能性
事故の衝撃で自分自身の体が凄まじい力で前席や天井、ドア等に叩きつけられることになります。

非着用者の致死率は、シートベルト着用者に比べ、一般道路で約三・三倍、高速道路等で約十一・七倍にも上っています。

・車外に放り出される可能性
衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、硬いアスファルトに体を叩きつけられたり、後続車両に轢かれることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。

・前席同乗者が被害を受ける可能性
衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバックで挟まれ、頭部に大怪我を負うことなどにより、命を奪われることもあります。

シートベルトは運転者・同乗者を守る大切な命綱です。クルマが発進する前には必ず「全席シートベルト着用」を、運転者・同乗者がお互いに心掛けるようにしましょう。

シートベルトの正しい着用方法

シートベルトは正しく着用することで、交通事故にあった際の被害を大幅に軽減できます。

☑シートに深く腰掛け、体を斜めにせず正しい姿勢。
☑肩ベルト（3点式ベルトの場合）は、首にかからない。
また、肩ベルトがたるんでいない。
☑ベルトがねじれていない。
☑腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかり締める。
☑バックルの金具は確実に差し込む。

愛車に好きなナンバーつけてみませんか？

希望できるナンバーの区分

①４桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
②特に人気が高いと考えられる右記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選になります。（月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選）
③一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくならない限り申込みに応じて払出します。

旭川５９９
さ41-78

４桁以下のアラビア数字選べるのはここです！

抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

※事業用及びレンタカーを除く

インターネットからも予約できます。
アドレス https://www.kibou-number.jp/

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用　検索

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで

（一社）旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51－1221